

締約国に関する情報 C Y	キプロス 一般情報	附属書 B 1 C Y
国内官庁の名称	Department of Registrar of Companies and Official Receiver of Cyprus (キプロス企業及び管財人登録部)	
所在地及び郵便のあて名	Ministry of Energy, Commerce, Industry and Tourism Corner Makarios Ave. and Karpenssiou St. 1427 Nicosia, Cyprus	
電話番号	(357-22) 404 301, 404 302	
ファクシミリ装置	(357-22) 304 887	
電子メール	deptcomp@drcor.mcit.gov.cy	
インターネット	http://www.mcit.gov.cy/drcor/	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	なし	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
キプロスの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択 ¹ によりキプロス企業及び管財人登録部、欧州特許庁(EPO)又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
キプロスが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	欧州特許庁(EPO)(国内段階参照)	
キプロスを選択できるか？	できる(PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	
国際型調査に関するキプロスの規定	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
キプロスが指定(又は選択)されている場合の有益な情報は、 附属書B2の欧州特許機構(EP)を参照		

1 キプロスの国民は、国際出願に基づく優先権を主張する場合のみ、欧州特許庁又はWIPO国際事務局に直接出願できる。